

平成14年 6月 8日 16時30分
会 場 エルシー八王子

(仮称) 八王子市町会自治会連合会

設立総会次第

1. 開会の辞
2. 設立委員会委員長挨拶
3. 議長選出及び書記選任
4. 議 事
 - (1) 設立総会までの経過説明
 - (2) 会則 (案)
 - (3) 役員選出
 - (4) 事業計画 (案)
 - (5) 予算 (案)
 - (6) その他
5. 閉会の辞

平成14年度 事業計画（案）

八王子市内の町会自治会組織516団体146千世帯の内287団体111千世帯を組織する私たち「八王子市町会自治会連合会」は、八王子市民の代表組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を市民に提供して利便性の向上を図る活動を展開する。

各单位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本に地区相互の情報交換や意見交換等を進める中で、お互いに親睦を深める活動を展開する。更には、未加入の町会自治会にも広く呼びかけて更なる組織の強化を図る。

以上の事から当面下記の事業に取り組んでいく。

1. 交通安全・防犯・防火等各種団体との連携を蜜にし、市民生活の向上や防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を推進する。
3. 高齢化社会へ対応し、福祉活動を推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化を図る。

平成14年度 予算書 (案)

自 平成14年 6月 8日
至 平成15年 3月31日

[収入の部]

単位=円

No.	項 目	予 算 額	摘 要
1	会 費	776,594	7/世帯×110,942 世帯 (25地区 287団体)
2	特別会費	1,680,000	研修会及び懇親会等
3	雑収入	406	
	合計	2,457,000	

[支出の部]

単位=円

No.	項 目	予 算 額	摘 要
1	総会費	1,105,000	
2	事業費	747,000	
3	会議費	84,600	
4	通信費	96,200	
5	事務費	220,500	
6	渉外費	150,000	
7	交通費	30,000	
8	慶弔費	20,000	
9	予備費	3,700	
	合計	2,457,000	

八王子市町会自治会連合会会則（案）

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を_____に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第2章 組織・運営

第 3 条 本会は、八王子市の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

(事 業)

第3章 事 業

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性の確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

(役 員)

第4章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 2 6 名以内 |

(職 務)

第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第 7 条 役員の出選方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会に於いて選考し総会にて決定する。

(専門部)

第 8 条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第 9 条 役員の仕事は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

(会 議)

第5章 会 議

第 11 条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総 会)

第 12 条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認められた事項
3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(三役会)

- 第 13 条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 三役会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 役員会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(事務局)

第6章 事務局

- 第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。
- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
 - (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は、町会長・自治会長以外から選任することができる。

(会計)

第7章 会計

- 第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。
- 第 17 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

- 第 18 条 この会則は、平成14年 6月 8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程（案）

- 第 1 条 会則第 3 条による地区連合会は次の通り区分する。
 2. 本庁地区は分割し、その他は市事務所を単位とする。
- 第 2 条 前条に基づき次の通り設定する。

①	中部地区連合会	7	町会・自治会
②	東部地区連合会	1	1
③	元横地区連合会	6	
④	東南部地区連合会	8	
⑤	中央部地区連合会	2	
⑥	南部地区連合会	1	1
⑦	千人町地区連合会	3	
⑧	西部第一地区連合会	7	
⑨	西部第二地区連合会	3	
⑩	西部第三地区連合会	5	
⑪	西部第四地区連合会	3	
⑫	本町地区連合会	3	
⑬	中央地区連合会	2	5
⑭	東北地区連合会	1	3
⑮	由木地区連合会	1	5
⑯	横山第一地区連合会	9	
⑰	横山第二地区連合会	1	3
⑱	横山第三地区連合会	2	
⑲	横山第四地区連合会	9	
⑳	元八地区連合会	3	4
㉑	恩方地区連合会	3	1
㉒	川口地区連合会	1	8
㉓	加住地区連合会	1	4
㉔	由井地区連合会	1	6
㉕	北野地区連合会	1	9

町会・自治会合計 287

- 第 3 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

分担金規程（案）

- 第 1 条 会則第 16 条に基づく町会・自治会の分担金は総会に於いて決定する。
2. 1 世帯当たり年額 7 円とする。
- 第 2 条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第 3 条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて 7 月末日迄に郵便振替にて納入する。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

弔慰金規程（案）

- 第 1 条 本会の町会長・自治会長が次に該当する時には、見舞金あるいは香典・花環を贈ることができる。
- 第 2 条 見舞金及び弔慰金の内容は次の通りとする。
- (1) 病気または事故により 1 ヶ月以上の入院加療を要する場合は、見舞金として 1 万円。
 - (2) 不慮の災害による現居住家屋の焼失または損壊の場合は、損害の程度により役員会の協議の上見舞金額を決定する。ただし、緊急を要すると会長が認めた時は事後報告に替えることができる。
 - (3) 死亡の場合は、1 万円の香典及び花環 1 基。
- 第 3 条 連絡方法については次の通りとする。
- (1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
 - (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
 - (3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

三役・事務局名簿（案）

	会 長	田中 好雄	川口地区連合会 会 長
	副 会 長	山中 誠一	元八王子地区連合会 会 長
	”	高橋 堅二	中央地区連合会 会 長
	”	細井 衛	加住地区連合会 会 長
	”	秋間 利久	元横地区連合会 会 長
	”	伊藤 義正	横山第一地区連合会 会 長
	”	野口 浩	中部地区連合会 会 長
	会 計	林 泰男	由木地区連合会 会 長
	”	城所 邦夫	東南部地区連合会 会 長
	監 事	小山 正雄	本町地区連合会 会 長
	”	原島 英夫	恩方地区連合会 会 長
	事務局 長	前野 修	北野台 1-20-15 ☎ 35-1725
	” 次長	加藤 高白	小宮町 965 ☎ 42-8851

地区連合会 会 長 名 簿（案）

地区連合会	町会・自治会	氏 名	住 所	電話番号
中 部	南 新 町	野口 浩	南新町 3	22-0457
	明神町四丁目	原 静雄	明神町 4-2-20	42-8513
東 部	元横山町第2	秋間 利久	元横山町 1-20-13	44-3749
	子安町西四丁目町会	城所 邦夫	子安町 4-3-11	22-9121
元 横 部	八日町一・二丁目町会	高橋 義清	八日町 2-19	22-2798
	万町二丁目町会	大川 実	万町 2-117-23	26-7303
東 南 部	千人町一丁目町会	川端 忠雄	千人町 1-9-21	63-7953
	元本郷町会	山口 英雄	元本郷町 3-9-1	22-5636
中 央 部	日吉町一丁目町会	牛久保秀夫	日吉町 1208	22-1993
	平岡町町会	塚本 道男	平岡町 10-1	22-1141
南 部	八木町町会	金子 常男	八木町 3-20	22-5602
	本町一丁目町会	小山 正雄	本町 7-10	22-1000
千 人 町	中野町東三丁目町会	高橋 堅二	曉町 1-13-12	24-0433
	高倉町会	小泉 俊男	高倉町 15-13	42-7408
西 部 第 一	大塚日影自治会	林 泰男	大塚 1535	76-8368
	大船町会	伊藤 義正	大船町 196	61-5981
西 部 第 二	長房町会	前田 健	長房町 490	61-4605
	泉町町会	山中 誠一	泉町 1320	22-0957
西 部 第 三	元木町会	原島 英夫	下恩方町 661	51-2217
	唐松町会	田中 好雄	川口町 1561	54-4101
西 部 第 四	左入町町会	細井 衛	左入町 162	91-1835
	高見団地自治会	岩橋 力男	小比企町 530-3-204	37-3691
本 町	北野町町会	山本徳太郎	打越町 1375	35-4917